

質 問 回 答

2022 年 10 月 14 日

「(案件名)チュニジア国公立病院運営改善」

(公示日:2022 年 10 月 5 日/調達管理番号:22a00587)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P18 第 3 章プロポーザルに係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (5)対象国の便宜供与	「通訳の配置」は無となっていますが、コンサルタントが日本人派遣時に通訳を備上することは可能でしょうか。 上記回答が、可能である場合、本見積の一般業務費に計上することで宜しいでしょうか。	可能です。 必要経費は本見積の一般業務費に計上願います。
2	P18 第 3 章プロポーザルに係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (5)対象国の便宜供与	日本人不在時に、必要に応じて保健省とコミュニケーションを促進支援するためや、モニタリング&スーパービジョンの実施支援をすること等を目的として、ローカルコンサルタントをスポットまたは長期間で備上することは可能でしょうか。	可能です。 必要経費は一般業務費に計上願います。
3	P18 第 3 章プロポーザルに係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (5)対象国の便宜供与	「執務スペース」は有となっていますが、「家具(机、椅子、棚等)」は無となっています。こちらの家具等は業務上、必要とされれば、費用の計上は可能でしょうか。その場合、本見積の一般業務費に計上することで宜しいでしょうか。	可能です。 必要経費は本見積の一般業務費に計上願います。
4	P18 第 3 章プロポーザルに係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (5)対象国の便宜供与	「執務スペース」は有となっていますが、「事務機器(コピー機等)」は無となっています。事務機器について、業務上、必要とされれば、費用の計上は可能でしょうか。その場合、5 万円以下であれば本見積の一般業務費に計上するこ	可能です。 経理処理ガイドラインの通り、一般業務費に当たる費用は機材費ではなく一般業務費に計上下さい。いずれの場合も本見積に計上下さい。

	P20 第3章プロポーザルに係る留意事項 5. 見積書作成にかかる留意事項	とで宜しいでしょうか。 または本内容については、P20(6)にあるように本体価格に関わらず、機材費に計上すべきでしょうか。	
5	P9 3. セミナー等の先方参加者の日当・宿泊料・交通費の負担	(本項、2段落目) 「シャルルニコール病院についても対象候補に含まれており、…」と記載がございますが、現時点での対象候補病院のリストがございましたらご共有いただけますでしょうか。	現時点で、対象候補病院リストはございません。首都にある国立第三次医療施設であるシャルル・ニコール病院及びアブデルラフマン・マミ病院に関しては既に5S-KAIZEN-TQMに関する取り組みを開始していますので、候補と捉えていただき、検討願います。
6	P13 第8条 報告書等	「また、特に英文の報告書については、…」と記載があり、P14の「4. Completion Report 記載項目(案)」も英語となっています。一方で、P12の報告書一覧の表では、和文の他は「仏文」となっております。 Completion Report は、英文ではなく仏文でご提出することよろしかったでしょうか。	記載の誤りでしたので、お詫びして訂正いたします。和文以外の資料は、仏語にて作成ください。
7	P14 (2)技術協力作成資料等	1)にて、ガイドライン・ハンドブック・マニュアルが、成果品としてあげられております。一方で、成果1～成果3のいずれの活動においても、ガイドライン・ハンドブック・マニュアルを策定することに相当する活動が想定されておられません。INEASが策定を開始しているマニュアルがこれに該当しますでしょうか。その際、INEASの策定プロセスを支援するための活動をプロポーザルで追加活動として提案して記載することによ	活動2-2の範囲で必要な成果品をC/Pと協議の上、成果品として最終決定願います。ご指摘のとおり、INEAS等チュニジア政府機関が策定中の内容もあり、主体性を尊重しながら策定支援を実施願います。

		ろしいでしょうか。	
8	P14 (2)技術協力作成資料等	指定されております技術協力作成資料は、英語で作成することが想定されておりますでしょうか。または仏語での提出が想定されておりますでしょうか。 仏語での提出の場合、一般業務費の資料等翻訳費として費用を計上可能でしょうか。	和文以外の資料は仏語にて作成ください。必要な経費は資料等翻訳費に計上下さい。

以上